

文化学園大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 文化学園大学大学院（以下「本大学院」という。）は、「新しい美と文化の創造」を建学の精神とし、文化学園大学の各学部の教育を基礎に、被服学・生活環境学・国際文化に関するより高度な学術の理論を教授研究するとともに、これを応用・展開する能力を涵養し、文化の進展に寄与することのできる人材を育成することを目的とする。

(専攻)

第2条 本大学院に次に掲げる研究科、課程を置く。

研究科、専攻及び学生の定員は次のとおりとする。

			入学定員	収容定員
生活環境学研究科	被服環境学専攻	博士後期課程	2名	6名
被服学専攻		博士前期課程	20名	40名
生活環境学専攻		修士課程	6名	12名
国際文化研究科	国際文化専攻	修士課程	6名	12名

2 前項における博士前期課程と修士課程にダブルディグリー課程を置くことができる。

(研究科・専攻の人材養成目的)

第3条 生活環境学研究科は、大学の服装学部・造形学部における教育・研究に立脚し、人間を取り巻く生活環境を体系的かつ総合的にとらえ、より高度な学術研究を通して、各領域における課題探求能力に優れ、社会で指導的役割を果たすことのできる創造性豊かな人材の育成を目的とする。

(1) 被服環境学専攻（博士後期課程）は、服装を人間に最も近い生理的・物理的・社会的・文化的環境としてとらえ、基盤となる諸領域の基礎理論を確実に理解し課題解決に向けた発展的研究能力を涵養するとともに、被服環境全体を俯瞰する幅広い総合力と国際的コミュニケーション能力を有する指導的人材の育成を目的とする。

(2) 被服学専攻（博士前期課程）は、服装学部の教育研究を基礎に、より専門的かつ高度な知識・技術を習得し、研究方法を体得することを通じて、服装の教育研究分野における研究者、並びに、アパレル産業分野で活躍する高度な専門的知識を持った人材の育成を目的とする。

(3) 生活環境学専攻（修士課程）は、造形学部の教育研究の基礎の上に、より専門的かつ高度な知識・技術を習得させ、研究方法を体得させることを通じて、建築・住居・インテリア・生活造形等の生活環境に関する研究者及び創造的かつ高度な専門的知識を持った人材の育成を目的とする。

2 国際文化研究科は、大学の国際文化学部における教育・研究に立脚し、現代社会を多様な観点からとらえ、より高度な学術研究を通して、当該分野に関する課題探究能力に優れ、国際社会で指導的役割を果たすことのできる創造性豊かな人材の育成を目的とする。

(1) 国際文化専攻（修士課程）は、国際文化学部の教育・研究の基礎の上に、より専門的かつ高度な知識・技術を習得し、研究方法を体得することを通じて、国際文化学・国際ファッション学・健康心理学に関する研究者及び創造的かつ高度な専門的知識を持つ真の国際人の育成を目的とする。

(修業年限)

第4条 修業年限は博士前期課程・修士課程2年、博士後期課程3年とする。

第2章 授業科目・単位数及び履修方法

(授業科目、単位数及び履修方法)

第5条 本大学院の授業科目、単位数及び履修方法を別表1に定める。

第3章 試験・課程修了の認定・学位授与

(単位認定)

第6条 本大学院において、所定の授業科目を履修した者に対しては、試験を行い合格した者に単位を与える。

(試験及び成績評価)

第7条 試験及び成績判定の方法は、研究科委員会がこれを定める。

2 成績評価は、原則として試験成績(レポート・論文・作品を含む)・平常成績・出席状況等を総合して決定し、その科目の総合点は次による。

80点以上を A 又は S、70点以上80点未満を B、60点以上70点未満を C、60点未満を E とし、C 以上を合格、E を不合格とする。また、P(認定)を置き、入学前・転入等による修得単位の評価とする。

本大学院では評価の制度を厳格にし、学生の学習意欲を育てる意味で、A 評価対象者の中で特段に優秀な学生に S 評価を与えることができる。

なお、S 評価は A 評価対象者の中でも特段に成績優秀であり、出席や学習に対する意欲等において、他の学生の模範となる場合に与えるものとする。

(修了)

第8条 本大学院生活環境学研究科被服環境学専攻(博士後期課程)に3年以上在学し所定の科目について10単位以上を習得し、かつ、必要な研究指導を受け博士論文の審査及び最終試験に合格した者を、被服環境学専攻(博士後期課程)の修了者とする。

2 本大学院生活環境学研究科被服学専攻(博士前期課程)に2年以上在学し所定の科目について30単位以上を習得し、かつ、必要な研究指導を受け修士論文又は修了作品の審査及び最終試験に合格した者を、被服学専攻(博士前期課程)の修了者とする。

3 本大学院生活環境学研究科生活環境学専攻(修士課程)に2年以上在学し所定の科目について30単位以上を習得し、かつ、必要な研究指導を受け修士論文又は修了作品の審査及び最終試験に合格した者を、生活環境学専攻(修士課程)の修了者とする。

4 本大学院国際文化研究科国際文化専攻(修士課程)に2年以上在学し所定の科目について32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け修士論文の審査及び最終試験に合格した者を、国際文化専攻(修士課程)の修了者とする。ただし、実技又は実地調査を伴う研究分野においては、作品又は報告書の提出をもって修士論文の一部とすることができる。

5 修士論文・修了作品の提出に関する事項は別に定める。

(学位)

第9条 修了者には、文化学園大学学位規程の定めるところにより次の学位を授与する。

博士（被服環境学）	生活環境学研究科被服環境学専攻	博士後期課程
修士（被服学）	生活環境学研究科被服学専攻	博士前期課程
修士（生活環境学）	生活環境学研究科生活環境学専攻	修士課程
修士（国際文化学）	国際文化研究科国際文化専攻	修士課程

(免許状)

第10条 本大学院生活環境学研究科被服学専攻において、家庭の教科についての高等学校教諭専修免許状を取得するためには教育職員免許法及び同法施行規則に規定する所定の単位を履修しなければならない。

第4章 入学・休学・退学・転学・除籍

(入学時期)

第11条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、学長が必要と認めた場合は、後期の始めとすることができる。

(入学資格)

第12条 博士前期課程及び修士課程の入学資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業（学士取得）した者
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより、当該国の16年の課程を修了した者
- (5) 外国において15年間の学校教育課程を修了し、本学の定める単位を優秀な成績で取得したと認める者
- (6) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者
- (7) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (8) 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程（修業年限が4年以上）を修了し、高度専門士の資格を取得した者
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程の入学資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学

位を授与された者

- (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したものの

(入学試験)

第13条 入学志願者には入学試験を行う。

第14条 入学志願者は、指定期日までに別表2に定める入学検定料を添えて、募集要項に定める書類を提出しなければならない。

(休学・退学・再入学)

第15条 病気その他の事情により休学又は退学しようとする者は、保護者連署で願い出て、本大学院の許可を受けなければならない。

- 2 休学期間は原則として在籍年数に算入する。ただし、研究科委員会の議を経て、当該休学期間を在籍年数に算入しないことができる。
- 3 退学者で再入学を願い出る者については、正当な事由ありと認めた場合、退学許可後1カ年以内に限り、無試験により原籍に編入することがある。

(転学・転入学)

第16条 他の大学院から本大学院へ、また本大学院から他の大学院へ転学しようとする者は、所定の手続をとらねばならない。

- 2 他の大学の大学院から転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。
- 3 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(除籍)

第17条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て除籍する。

- (1) 授業料、教育充実費、演習実習費（以下「学費」という。）を前期後期各納入指定日より6カ月以内に納入しなかった者
 - (2) 休学期間を超えてなお修学できない者
 - (3) 本大学院において博士前期課程又は修士課程に4年、博士後期課程に6年在籍し、なお修了未決定の者
- 2 前項第1号及び第2号により除籍された学生が再入学を願い出た場合は第15条の規定を準用する。

第5章 職員及び運営組織

(職員)

第18条 本大学院の教員は、文化学園大学の教員の中から学長が命ずる。その他の職員は、文化学園大学の事務職員、技術職員及び司書をもって充てる。

(研究科委員会)

第19条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置く。
研究科委員会に関する規程は別に定める。

第6章 研究生・科目等履修生及び研修生

(研究生)

第20条 本大学院において特定事項に関する研究に従事することを希望する者がいるときは、研究科委員会において選考の上、学長が研究生としてこれを許可することができる。
2 研究生の入学検定料・入学金及び学費を別表3のとおり定める。

(科目等履修生)

第21条 特定の科目を選んで履修を志願する者がいるときは、研究科委員会において選考の上、学長が科目等履修生としてこれを許可することができる。
2 科目等履修生の入学検定料・入学金及び履修費を別表4のとおり定める。

(研修生)

第22条 公共団体その他の機関から本大学院へ、研修題目を定めて研修を願い出たときは、研究科委員会において選考の上、学長が研修生としてこれを許可することができる。
2 研修生の入学検定料・入学金及び学費を別表5のとおり定める。

第23条 研究生・科目等履修生及び研修生に関しては別に規程を設ける。

第7章 学年・学期及び休業日

(学年・学期)

第24条 本大学院の学年・学期及び休業日に関する事項は、文化学園大学学則第8章の規程を準用する。

第8章 入学検定料・入学金・学費

(入学検定料・入学金・学費)

第25条 入学検定料、入学金は別表2及び別表6に定めるとおりとする。

2 学費は、別表6に定めるとおりとする。

(学費等の返還)

第26条 既納の学費は、いかなる理由があっても返還しない。ただし、入学前の3月31日までに入学を取消した場合の学費はこの限りではない。

2 校外における研修等のために別途徴収する科目履修のための費用を納入後にやむを得ず参加不能となった場合は、費用の全額又は一部を返金することがある。

第9章 賞 罰

第27条 賞罰に関しては、文化学園大学学則第9章の規程を準用する。

第10章 雑 則

第28条 この学則の施行について必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを定める。

第11章 定型約款

(定型約款)

第29条 この学則及び本大学院が定めるその他諸規則（以下、「本約款」という。）を、民法第3編第2章第1節第5款で定める定型約款とみなす。

2 本約款は、民法第548条の4の規定により、変更することがある。

3 前項の規定により本約款を変更する場合には、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を本学のホームページに記載し、インターネットによる公開の方法により周知する。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日制定施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は平成元年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成15年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。ただし、家政学研究科から生活環境学研究科への研究科名の変更及び、第 7 章については、現に在学する学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

第 8 条第 3 項は、平成 17 年 1 月 23 日から改定施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 第 9 条の規定は、現に在学する学生についても平成 17 年 10 月 1 日改定施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 18 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。ただし、第 8 条第 4 項及び第 25 条については、現に在学する学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 19 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。ただし、第 18 条については、現に在学する学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 20 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。ただし、第 23 条については、現に在学する学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 21 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。ただし、第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 25 条、第 26 条については、現に在学する学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 22 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日改定施行する。

- 2 この学則は、平成 23 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。ただし、校名変更及び第 15 条については、現に在学する学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 24 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。ただし、第 8 条第 2 項、第 17 条、第 25 条については、現に在学する学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 25 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。ただし、第 5 条については、現に在学する学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 26 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。ただし、第 15 条については、現に在学する学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 27 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 28 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 29 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 6 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 29 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 30 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。ただし、第 7 条、第 8 条については、現に在学する学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 31 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、2020 年 4 月 1 日改定施行する。

2 この学則は、2020 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。ただし、第 17 条については、現に在学する学生にも適用する。

別表1

(1) 生活環境学研究科 被服環境学専攻

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
被服材料化学論	2	服装社会論 I	2
被服材料物理論	2	服装社会論 II	2
服装機能生理論	2	ファッションビジネス経営論 I	2
服装機能形態論	2	ファッションビジネス経営論 II	2
被服表面機能論	2	ファッション文化・芸術論 I	2
被服表面物性論	2	ファッション文化・芸術論 II	2
服装造形論	2	服装史論	2
服装設計情報論	2	服装文化論	2
服装デザイン論	2		

専攻講座2科目4単位選択及び3科目6単位以上選択、合計5科目10単位以上履修しなければならない。

(2) 生活環境学研究科 被服学専攻

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
アドバンスファッションデザイン専修		Media Studies	2
アドバンスファッションデザイン特論 I	2	Critical Writing	1
アドバンスファッションデザイン特論 II	2	Physical and Chemical Property of Textile, and Functionality and Comfortability of Clothing	2
アドバンスファッションデザイン演習	1	Seminar in Textile Technique	1
アドバンスファッションデザイン実習	1	Seminar in Physiology and Ergonomics	1
被服学特別研究	10	Fashion Industry	2
テキスタイルデザイン学専修		Seminar in Fashion Industry	1
ファッションテキスタイル特論 I	2※	Special Research in Clothing Studies	10
ファッションテキスタイル特論 II	2※	被服学専攻共通選択科目	
ファッションテキスタイル特論演習	1※	被服図学特論	2
ファッションテキスタイル特論実験	1※	服装設計情報特論	2
被服学特別研究	10	日本経済・産業史特論	2
服装機能学専修		服装造形学特論	2※
服装機能学特論 I	2※	グローバルファッション特論	2
服装機能学特論 II	2※	グローバルファッション特論演習	1
服装機能学特論演習	1※	大学院共通選択科目	
服装機能学特論実験	1※	文化人類学特論	2
被服学特別研究	10	染織文化論	2
服装社会・文化専修		テキスタイル企画特論	2
服装社会・文化特論 I	2※	テキスタイル企画特論演習	1
服装社会・文化特論 II	2※	身体美学論	2
服装社会・文化特論演習 I	1※	官能評価法特論	2
服装社会・文化特論演習 II	1※	官能評価法特論演習	1
被服学特別研究	10	経営デザイン論	2
ファッションビジネス専修		経営デザイン論演習	1
ファッションビジネス特論 I	2※	Academic Writing	2
ファッションビジネス特論 II	2※	Giving Presentations in English	2
ファッションビジネス特論演習 I	1※	Academic Communication	2
ファッションビジネス特論演習 II	1※	日本語（基礎）	2
被服学特別研究	10	生活環境の情報分析と論述技法	1
グローバルファッション専修		外国語文献研究 A	2
Project Research I	5	外国語文献研究 B	2
Project Research II	5	調査研究法 A	2
Fashion Design	2	調査研究法 B	2
Seminar in Fashion Design	1	大学院特別講義 A	2
Design Creation	2	大学院特別講義 B	2
Practicum in Design Creation	2		
Japanese Art and Design	2		
Seminar in Japanese Art and Design	1		
Fashion Theory	2		

(ア) アドバンスファッションデザイン専修、テキスタイルデザイン学専修、服装機能学専修、服装社会・文化専修、ファッションビジネス専修は各専修4科目6単位及び必修10単位を含め30単位以上修得しなければならない。

(イ) グローバルファッション専修は、必修20単位を含め、30単位以上修得しなければならない。

(ウ) 高等学校教諭1種免許状(家庭)取得済で、高等学校専修免許状取得希望の場合は※印の科目中24単位選択。

(3) 生活環境学研究科 生活環境学専攻

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
生活造形学専修		染織文化論	2
生活造形デザイン特論A	2	テキスタイル企画特論	2
生活造形デザイン特論B	2	テキスタイル企画特論演習	1
生活造形デザイン特論C	2	身体美学論	2
生活造形デザイン特論演習	1	官能評価法特論	2
生活造形デザイン特論実習	1	官能評価法特論演習	1
生活環境学特別研究	10	経営デザイン論	2
建築・インテリア学専修		経営デザイン論演習	1
住環境デザイン特論Ⅰ	2	Academic Writing	2
住環境デザイン特論Ⅱ	2	Giving Presentations in English	2
住環境デザイン特論演習Ⅰ	1	Academic Communication	2
住環境デザイン特論演習Ⅱ	1	日本語（基礎）	2
インテリア環境特論	2	生活環境の情報分析と論述技法	1
災害安全情報特論	2	外国語文献研究A	2
環境行動特論	2	外国語文献研究B	2
地域施設計画特論	2	調査研究法A	2
生活環境学特別研究	10	調査研究法B	2
大学院共通選択科目		大学院特別講義A	2
文化人類学特論	2	大学院特別講義B	2

各専修4科目6単位及び必修10単位を含め、30単位以上修得しなければならない。

(4) 国際文化研究科 国際文化専攻

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
国際文化専修		ストレスマネジメント特論	2
異文化コミュニケーション特論	2	健康教育学特論	2
中国文化特論	2	発達健康心理学特論	2
国際関係と現代アメリカ特論	2	身体活動増進特論	2
言語文化特論	2	心の健康保持とその支援	2
観光産業特論	2	職場メンタルヘルス	2
航空事業特論	2	高齢者心理学	2
ホスピタリティ・マネジメント特論	2	心を測る生理指標Ⅰ	2
企業広告特論	2	心を測る生理指標Ⅱ	2
企業広報特論	2	生活習慣病についてⅠ	2
日本文化研究	2	生活習慣病についてⅡ	2
アジア文化研究	2	健康心理学特別研究	10
アメリカ文化研究	2	大学院共通選択科目	2
英米文化研究	2	文化人類学特論	2
観光文化研究	2	染織文化論	2
現代文化と生活文化	10	テキスタイル企画特論	2
国際文化特別研究	10	テキスタイル企画特論演習	2
国際ファッション文化専修		身体美学論	2
国際ファッション文化特論A	2	官能評価法特論	2
国際ファッション文化特論B	2	官能評価法特論演習	2
国際ファッション文化特論C	2	経営デザイン論	2
国際ファッション文化特論D	2	経営デザイン論演習	2
装飾芸術論	2	Academic Writing	1
ファッション原論	2	Giving Presentations in English	2
メディアプロデュース論Ⅰ	2	Academic Communication	2
メディアプロデュース論Ⅱ	2	日本語（基礎）	1
ファッション心理学特論	10	生活環境の情報分析と論述技法	1
国際ファッション文化特別研究	10	外国語文献研究A	2
健康心理学専修		外国語文献研究B	1
行動科学特論	2	調査研究法A	2
健康心理カウンセリング特論	2	調査研究法B	2
ユング心理学	2	大学院特別講義A	2
昔話の深層心理	2	大学院特別講義B	2

特別研究（10単位）のほかに、大学院共通選択科目を4単位以上、指導教員の指示により国際文化専修は自専修の科目から12単位以上、国際ファッション文化専修及び健康心理学専修は自専修の科目から8単位以上、合計32単位以上履修しなければならない。

生活環境学研究科被服学専攻、生活環境学専攻及び国際文化研究科国際文化専攻において、指導教授の指示により他専攻の科目を修了に必要な単位数として、最高8単位まで認めることができる。ただし、当該授業科目の担当教員の認めたものに限る。

別表2 入学検定料 (単位：円)

入学検定料	
生活環境学研究科	35,000
国際文化研究科	博士前期課程から博士後期課程への志願者のみ 15,000

別表3

(1) 研究生 入学検定料・入学金 (単位：円)

入学検定料	入 学 金
18,000	76,000

(2) 研究生 授業料 (単位：円)

授業料(6ヵ月)	授業料(1ヵ年)
350,000	700,000

別表4

(1) 科目等履修生 入学検定料・入学金 (単位：円)

入学検定料	入 学 金
18,000	76,000

(2) 科目等履修生 履修費 (単位：円)

講 義 科 目 (1単位)	演習実習科目(1単位)	
	履 修 料	演習実習料
30,000	30,000	20,000

別表5

(1) 研修生 入学検定料・入学金 (単位：円)

入学検定料	入 学 金
18,000	76,000

(2) 研修生 授業料 (単位：円)

授業料(6ヵ月)	授業料(1ヵ年)
350,000	700,000

別表6 学費 (年間) (単位：円)

項目	入学金	授業料	教育充実費	演習実習費	健康診断料 ・賠償保険
外部	300,000	750,000	300,000	42,500	1,500
内部	130,000	750,000	275,000	42,500	1,500
2・3年次(年間)		教育充実費 300,000 演習実習費 39,500			